

東浜分水井残留塩素計更新工事

特記仕様書

網走市水道部

第1章 総 則

1.適用範囲

本仕様書は【令和8年度 東浜分水井残留塩素計更新工事】に摘要する。
請負者は設計図、本仕様書に明記なきものは係員の承認を得るものとし、誠意をもって機器の設計・製作・運搬・据付・試験及び調整に当たるものとする。
これらの機器は、性能・強度・耐久性に関し、相互間の協調がとれ完全に一体となり、円滑に運転できるよう施設されなければいけない。

2.一般事項

- (1)本仕様に特に定めていない事項については監督員と打合せによるものとする。
- (2)請負者は、工事施工にあたり下記の諸法規を遵守しなければいけない。

- 1)労働基準法
- 2)労働安全衛生法
- 3)建設業法
- 4)公害対策基本法
- 5)水質汚濁防止法
- 6)大気汚染防止法
- 7)悪臭防止法
- 8)下水道法
- 9)電気事業法
- 10)道路交通法
- 11)騒音規則法
- 12)その他関係法令、条例

- (3)請負者は、工事施工にあたり下記の諸法規に準拠しなければいけない。

- 1)日本工業規格(JIS)
- 2)日本水道協会規格(JWWA)
- 3)日本電気工業会標準規格(JEM)
- 4)日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- 5)その他関連の規格

- (4)工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

3.提出書類請負人は、下記の書類・図書及び係員が指示する書類・図面を提出しなければならない。

- 1)工事工程表
- 2)現場代理人等通知書
- 3)緊急連絡先通知書
- 4)下請者承認申請書
- 5)施工設計図の承認申請書
- 6)機器設計製作図書の承認申請書
- 7)検査試験成績表
- 8)工事完了図書
- 9)工事記録写真
- 10)その他必要な書類・図書

4.試験及び検査

本工事において、試験及び検査に要する費用は請負人の負担を原則とし下記の内容にて実施する。

- 1)本工事において機器類の保証期間は、規定の引渡しを受けた日から1ヵ年とする。
- 2)保証期間内に明らかに請負者の設計・製作・施工の不備に起因する故障が生じた場合は、請負者の責任において係員の指示により直ちに修理又は、取替をしなければならない。

第2章 残留塩素計更新設備

1.施設概要

本施設は東浜分水井の老朽化した残留塩素計の更新を行うものである。

2.主要機器仕様

(1)無試薬残留塩素計

型 式 :無試薬型 ポーラログラフ法

出力信号 :DC4～20mA

測定範囲 :0～1mg/L

附加機能 :自動ゼロ校正機能付

仕 様 :スタンド型

電 源 :AC100V±10%50HZ

数 量 :1台

3.据付配管工事

既設無試薬残留塩素計の撤去・据付。並びに取出し配管等の一部配管の更新も行う事とする。無試薬残留塩素計のケーブル離線及び結線も行う事とする。

5.試運転調整

- ①無試薬残留塩素計のゼロ点校正
- ②無試薬残留塩素計の試運転調整
- ③その他監督員の指示による